

| 平成 2 9 年 第 1 1 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録 |         |                           |              |                |         |           |         |     |  |  |
|--------------------------------------|---------|---------------------------|--------------|----------------|---------|-----------|---------|-----|--|--|
| 開 催 年 月 日                            |         | 平成29年11月27日（月）            |              |                |         |           |         |     |  |  |
| 開 催 場 所                              |         | 白 岡 市 役 所 4 階 特 別 大 会 議 室 |              |                |         |           |         |     |  |  |
| 開 催 時 間<br>及 び 宣 告 者                 |         | 開 会                       | 午前 9 時 0 0 分 |                |         | 議 長       | 進 藤 貴 一 |     |  |  |
|                                      |         | 閉 会                       | 午前10時10分     |                |         | 議 長       | 進 藤 貴 一 |     |  |  |
| 議 長                                  | 進 藤 貴 一 |                           | 臨時議長         |                |         |           | 仮議長     |     |  |  |
| 委<br>員<br>出<br>席<br>状<br>況           | 農 業 委 員 |                           |              |                | 推 進 委 員 |           |         |     |  |  |
|                                      | 席次番号    | 氏 名                       |              | 摘要             | 席次番号    | 氏 名       |         | 摘要  |  |  |
|                                      | 1       | 吉 澤 眞 吉                   |              | 出席             | 1       | 齋 藤 美 佐 夫 |         | 出席  |  |  |
|                                      | 2       | 鈴 木 健 一                   |              | 出席             | 2       | 長 澤 い と   |         | 出席  |  |  |
|                                      | 3       | 関 山 功 一                   |              | 出席             | 3       | 吉 田 敏 雄   |         | 出席  |  |  |
|                                      | 4       | 進 藤 貴 一                   |              | 出席             | 4       | 大 久 保 要 夫 |         | 出席  |  |  |
|                                      | 5       | 小 野 田 憲 司                 |              | 出席             | 5       | 細 井 和 夫   |         | 出席  |  |  |
|                                      | 6       | 小 島 俊 雄                   |              | 欠席             | 6       | 渡 邊 明 子   |         | 出席  |  |  |
|                                      | 7       | 八 木 橋 健 一                 |              | 出席             | 7       | 飯 田 孝     |         | 出席  |  |  |
|                                      | 8       | 江 原 勝                     |              | 出席             | 8       | 安 野 和 好   |         | 出席  |  |  |
|                                      | 9       | 井 上 日 出 巳                 |              | 出席             | 9       | 山 岸 良 一   |         | 出席  |  |  |
|                                      | 10      | 岩 上 賢                     |              | 出席             |         |           |         |     |  |  |
|                                      | 11      | 荒 井 肇                     |              | 欠席             |         |           |         |     |  |  |
|                                      | 12      | 白 石 富 子                   |              | 出席             |         |           |         |     |  |  |
|                                      | 13      | 江 口 泰 夫                   |              | 出席             |         | 出席者       |         | 21名 |  |  |
| 14                                   | 大 山 峰 夫 |                           | 出席           |                | 欠席者     |           | 2名      |     |  |  |
| 議事参与制限<br>を受ける委員                     |         |                           |              | 会長からの<br>出席要請者 |         |           |         |     |  |  |
|                                      |         |                           |              |                |         |           |         |     |  |  |
| 事務局                                  |         | 事務局長                      | 折原 浩幸        |                |         | 主査        | 齋藤 鏡子   |     |  |  |
|                                      |         | 主事                        | 新井 政貴        |                |         | 主事        | 千葉 駿介   |     |  |  |
|                                      |         |                           |              |                |         |           |         |     |  |  |
| 説明員                                  |         | 主査                        | 齋藤 鏡子        |                |         | 主事        | 新井 政貴   |     |  |  |
|                                      |         | 主事                        | 千葉 駿介        |                |         |           |         |     |  |  |
|                                      |         |                           |              |                |         |           |         |     |  |  |
| 会議次第                                 |         | 別添のとおり                    |              |                | 配布資料    |           | 別添のとおり  |     |  |  |

## 1 審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の見解について
- (2) 白岡市農用地利用集積計画の決定について

## 2 協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

| 議題等                                   | 発言者 | 内容・決定・報告事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                       | 局長  | 皆さんおはようございます。<br>ただ今から、平成29年第11回農業委員会総会を始めさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                                       | 局長  | はじめに、進藤会長から御挨拶を申し上げます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                       | 会長  | 挨拶をする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                       | 局長  | 本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。<br>なお、傍聴人に申し上げます。お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                        |
|                                       | 局長  | 現在の出席委員は12名でございます。<br>農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 午前9時<br>開会                            | 議長  | 現在出席委員12名であり定足数に達しておりますので、これより第11回総会を開会いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議事録署名委員<br>の指名                        | 議長  | 議事録署名委員に江口委員、大山委員の両委員を指名いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                       | 議長  | まず初めに、事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                       | 事務局 | 先日、配布させていただいた総会資料のつづりについて、申請書類の不備により引取りとなった案件が掲載されてしまったため、総会資料のつづりのさしかえをお願いします。                                                                                                                                                                                                                                            |
|                                       | 事務局 | 先月総会で諮りました議案第21号番号2につきまして、誤って第1種農地とご報告いたしました、正しくは第2種農地でしたので訂正し、議事録について修正させていただきます。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 日程第1 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見 | 議長  | 日程第1 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。<br>事務局から内容説明をいたさせます。                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                                       | 事務局 | 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は2件でございます。                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                                       | 事務局 | 番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。<br>譲受人につきましては、朝霞市にて生活をしておりましたが、計画道路事業により立ち退きを余儀なくされ、息子の婚約者が住んでいる土地の近くに家を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。<br>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。                                                                                            |
|                                       | 事務局 | 番号2につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に賃貸借権を設定し、資材置場兼駐車場敷として転用するための申請です。<br>譲受人につきましては、現在、市内において製造業を営んでおりますが、既設資材置場の道路幅が狭くて搬入搬出が困難なこと、既設資材置場に駐車スペースが無く、搬入搬出の効率が悪いこと、また既設駐車場が社用車で埋まってしまい、来客者に不便をさせていること等から今回の申請がなされたものです。<br>なお、既設資材置場は撤収し、既設駐車場は引き続き利用することを考えているとのこと。<br>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 |

| 議題等 | 発言者  | 内容・決定・報告事項                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 議長   | 説明が終了しました。これから番号1から2の現地確認の報告を各委員にお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                   |
|     | 吉澤委員 | 申請番号1について報告します。<br>22日に現地を確認しました。<br>申請地は10ha以上の集団農地としては認められませんでした。<br>申請地は県道さいたま幸手線に隣接する土地で、下野田駐在所から岩槻方面に約150mくらい進んだところの西側に位置しています。<br>近くには幼稚園、小中学校が500～600m以内に位置しています。<br>周辺には住宅地が点在しており、申請地は農地として使用されています。<br>したがってこの案件については転用理由や付近の状況等から転用についてはやむをえないと判断しました。皆様の御審議をお願いします。              |
|     | 関山委員 | 申請番号2について報告します。<br>転用理由や内容については事務局の説明のとおりです。<br>現地確認図2ページを参照してください。<br>申請地はさいたま栗橋線に隣接していて、主な公共施設としては約200m反対側に白岡蓮田環境センターがあります。周囲の状況については、南側にはパチンコ屋があり、隣は住宅で、住宅地が点在しているところ。該当地は農地として利用されていて、違反等はありません。<br>このようなことから、許可後においても環境については問題ないと判断しました。転用理由や付近の状況等から判断したところ、妥当かと判断しましたが、皆様の御審議をお願いします。 |
|     | 議長   | 報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。<br>御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                   |
|     | 江口委員 | 番号1については面積が165㎡とのことですが、住宅の建築については300㎡から500㎡というルールがあったかと思います。この点についてはどうなっているのでしょうか。                                                                                                                                                                                                           |
|     | 事務局  | 番号1の面積について、面積の基準が定められた日が平成15年6月1日であり、それ以降に分筆が行われていない土地で、かつその一筆のみで開発が行われる場合は例外的に可能となっているものです。                                                                                                                                                                                                 |
|     | 江口委員 | 了解しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|     | 議長   | ほかに御質疑等ございませんか。<br>〔質疑なしという声あり〕                                                                                                                                                                                                                                                              |
|     | 議長   | お諮りします。本案については、地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び市街化の状況等から判断し、転用は、やむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。<br>〔異議なしという声あり〕                                                                                                                                                               |
|     | 議長   | 異議なしと認めます。よって議案第23号については、原案のとおり決定します。                                                                                                                                                                                                                                                        |

| 議題等                             | 発言者   | 内容・決定・報告事項                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第2 議案第24号 白岡市農用地利用集積計画の決定について | 議長    | 日程第2 議案第24号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局に説明をいたさせます。                                                                                                                                                                                                                                          |
|                                 | 事務局   | 農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、10月2日(月)から10月13日(金)までの9日間で受付を実施いたしました。<br>内容につきましては、新規設定件数33件、筆数81筆、面積58,083㎡、再設定件数31件、筆数81筆、面積63,639㎡、合計件数64件、合計筆数162筆、合計面積121,722㎡ となっております。<br>公告につきましては、12月7日(木)を予定しております。<br>なお、次のページ以降に各利用権設定の詳細が記載されておりますが、内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。<br>事務局からの説明は、以上でございます。 |
|                                 | 議長    | 説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。<br>御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                        |
|                                 | 井上委員  | 株式会社等の法人が借りる土地が多いが、共用部分の草刈りといった部分について隣接地とトラブルのようなものは発生していないないのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                              |
|                                 | 事務局   | 時期によってたまに、肥料の臭いが厳しいということで苦情が来ることがあります。また、連作障害を避けるために植えている草を、雑草と勘違いしてこちらに連絡が来ることがありますが、そういった際には借主に説明をしていただくようにすぐに連絡をしているので、おおむね一回連絡があればその後はとくに連絡等はない状態になっています。                                                                                                                                     |
|                                 | 井上委員  | 了解しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                 | 大久保委員 | 地区外から来る耕作者が多くなってきています。用水や道路の管理など、地域の中で統制がとられていることは少ないため、困ったときにどこに相談したらよいか分かりにくくトラブルになっていると聞きます。農業委員会として、各地区に周知していかないとこのようなトラブルが表れることと思うので、御指導をお願いします。                                                                                                                                             |
|                                 | 事務局   | そういった問題についてはこちらも聞いています。農政課と調整しながら検討を進めていきます。                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                 | 大久保委員 | よろしくお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                                 | 議長    | ほかに御質疑等ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                                 |       | [質疑等なしという声あり]                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                 | 議長    | 質疑なしと認めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                                 | 議長    | お諮りします。本案につきましては案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで御異議ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                            |
|                                 |       | [異議等なしという声あり]                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                 | 議長    | 異議なしと認めます。よって議案第24号については、原案のとおり決定します。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 午前9時23分<br>議事終了                 | 議長    | 以上をもちまして、議案第23号から議案第24号に係る全ての議事を終了いたします。                                                                                                                                                                                                                                                          |

| 議題等                                      | 発言者 | 内容・決定・報告事項                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                          | 議長  | 引き続き協議報告会を開催いたします。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 協議報告事項1<br>農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について | 議長  | 協議報告事項1、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。                                                                                                                                                    |
|                                          | 事務局 | 協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は3件でございます。番号1から3につきましては、住宅敷のための転用です。                                                                                                                                                                    |
| 協議報告事項2<br>農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について | 事務局 | 協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は14件でございます。番号1、13につきましては、分譲住宅のための転用です。番号2から4、9、11、14につきましては、住宅敷のための転用です。番号5、6につきましては、住宅敷及びゴミ置場のための転用です。番号7につきましては、資材置場のための転用です。番号8につきましては、倉庫敷のための転用です。番号10につきましては、駐車場敷のための転用です。番号12につきましては、通路敷のための転用です。 |
|                                          | 議長  | 説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。                                                                                                                                                                                                    |
|                                          |     | 〔質疑等なしという声あり〕                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                          | 議長  | 質疑なしと認めます。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 協議報告事項3<br>農地法第18条第6項の規定による通知について        | 議長  | 続きまして、協議報告事項3、農地法第18条第6項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。                                                                                                                                                                                                     |
|                                          | 事務局 | 協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、今回報告は2件でございます。番号1につきましては、平成29年10月19日に届出のあったものです。番号2につきましては、平成29年5月17日に届出のあったものです。                                                                                                                                  |
|                                          | 事務局 | 申し訳ありません、協議報告事項3の資料が漏れておりました。内容等に変更はありませんが、資料については次回の総会でお配りするので、本日は口頭の説明のみで失礼します。                                                                                                                                                                         |
|                                          | 議長  | 説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。                                                                                                                                                                                                    |
|                                          |     | 〔質疑等なしという声あり〕                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                          | 議長  | 質疑なしと認めます。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 協議報告事項4 その他                              | 議長  | 質疑もないようですので、協議報告事項4その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。                                                                                                                                                                                                             |
|                                          | 事務局 | c                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                                          | 事務局 | ○防寒着の確認について<br>総会后試着していただいて、サイズ等を確認してください。                                                                                                                                                                                                                |
|                                          | 事務局 | ○農業委員会活動記録の提出について<br>提出がお済みでない方は、総会后に提出をお願いします。                                                                                                                                                                                                           |

| 議題等 | 発言者   | 内容・決定・報告事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 事務局   | <p>○来月の農地改良等現地パトロールについて<br/>パトロールの頻度を隔週に変更しますが、各自行っていただくパトロールは引き続き実施してください。最低でも週に1回、月に5回の活動をお願いします。</p> <p>国庫補助金の実績報告にも関係し、今後会計検査も想定されるので、活動記録にも必ず書いていただきますようお願いいたします。</p> <p>買い物のとき、違う道を通っていただいたり車で行く農作業の際少し足を延ばしていただいたりする等でかまいません。</p> <p>パトロール表の太枠部分をご覧ください。</p> <p>11/26～12/23までの4週間分の担当です。</p> <p>それぞれの区域の担当者の方は、総会後などにおきまして、日程調整をお願いいたします。</p>                                                             |
|     | 事務局   | <p>○来月総会<br/>12月25日(月)午前9時<br/>議事録署名委員の江口委員、大山委員の両委員は来月印鑑をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|     | 鈴木委員  | <p>○今月の発表(農業委員)<br/>太田新井は兼業農家が多く、長子がサラリーマンとして働いていて、専業農家は少なくなってきました。</p> <p>平成元年頃から太田新井の第一、第二土地改良区で区画整理事業が行われました。規模は45ha前後ほどで、区画整理後は筆毎の面積が大きくなり、道路が広くなったため大型機械のすれ違いが可能になり耕作者としては大変便利になりました。現在は稲作が中心で行われていて、最近では麦も作付されています。</p> <p>地域では農家の高齢化が進み農地の遊休化が増えています。荒地対策としては行政とJAにより農地の斡旋をしてもらい農地の有効活用をしてもらえればと思います。</p> <p>これからの農業の発展を期待して、発表の終了とさせていただきます。</p>                                                         |
|     | 長澤委員  | <p>○今月の発表(推進委員)<br/>先月総会の後に遊休農地雑草除去についてのお知らせを2通預かり、それぞれの家に配付しました。一軒の家ではお婆さんがいたため、雑草除去について話をしました。話によると、息子は仕事しているため休日に雨が降ると作業ができない、シルバー人材センターに依頼することは面積が広すぎて金銭的に難しい、土地を売ることもできないとのことでした。2週間後に現地を確認したところ、土地の半分の草刈りが行われていました。</p> <p>もう一軒の家では、84～85歳の御主人と娘の家庭ですが、娘も仕事を休んでいて休みがとれないため先ほどの世帯と同じような状態になっています。この方もなるべく早く対応すると言っていました。</p> <p>自分の世帯も、若いうちは何とかやっていけるが、遠くない将来こういう状況になってしまうだろう、今の内に準備をしておくべきだと考えさせられました。</p> |
|     | 議長    | <p>ありがとうございました。</p> <p>このように、毎月の発表の担当となったかたは、御自身の気付いたことや感じたことなどを2、3分程度で結構ですので発表していただければと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|     | 議長    | <p>説明が終了いたしました。これより御意見・御質疑等伺います。全体を通して御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|     | 大久保委員 | <p>第5次白岡市総合整備計画ができ、それに伴い農地利用計画図が変更されているかと思いますが、新しい土地利用計画図をお配りいただけたらありがたいので、お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

| 議題等              | 発言者   | 内容・決定・報告事項                                                                                                                                                                                    |
|------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 事務局   | お話の計画図について、実際に図面を見ながら確認させていただきたいので、終了後に事務局に来てくださいますようお願いいたします。                                                                                                                                |
|                  | 大久保委員 | 了解しました。                                                                                                                                                                                       |
|                  | 江口委員  | 遊休地について、トラクターに草刈り用のローラーを付けて雑草除去をやられている方がいます。その方に、他の土地に雑草があったときに草刈りをお願いできないか尋ねてみたところ承諾していただきました。トラクターなので遠くまで対応できて、草も2mまで伸びても大丈夫とのことでした。当然いくらかのお金を支払うことになりますが、草刈りが必要となったときに一報をいただけたら対応できると思います。 |
|                  | 議長    | 一反あたり何円必要かわかれば、草刈りを頼みやすくなると思いますので、確認をお願いします。                                                                                                                                                  |
|                  | 江口委員  | 了解しました。                                                                                                                                                                                       |
|                  | 議長    | ほかに御質疑等ございませんか。                                                                                                                                                                               |
| 午前10時10分<br>総会終了 | 議長    | 以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。                                                                                                                                                                      |